# 第5章 計画の推進に当たって

## 1 計画の推進

#### (1)計画の周知

住民一人ひとりが、地域における交流、支え合いやふれ合いの重要性を理解し、本計画に掲げる取組みを実践・継続していけるよう、市の広報紙やホームページで計画内容を公表するとともに、福祉関係のイベントなど様々な機会を通じて計画内容の広報・啓発に努めます。

#### (2) 連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、 交通、環境、まちづくりなど多岐にわたるため、庁内関係各課との連携を図りながら 計画を推進していきます。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していく ためには、行政の取組みだけでは十分とはいえません。地域福祉推進の中心的な担い 手である社会福祉協議会との連携をはじめ、町内会、民生委員・児童委員、福祉サー ビス事業者、学校、保育所、婦人会、老人クラブ、その他各種団体ともそれぞれの役 割を果たしながら連携し、協働による地域福祉の推進に努めます。

### 2 計画の進行管理

計画の進行管理は、次回計画の見直しの際にアンケート調査などを行い、制度の浸透状況や住民の意向を把握した上で、計画の点検・評価を行っていきます。